この条において「対象中高年齢者雇用型訓練」という。）を受けさせる事業主（当該対象中高年齢者雇用型訓練の期間、当該対象中高年職業能力形成促進者が所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(ii)　年間職業能力開発計画に基づき、対象中高年職業能力形成促進者に能力評価を実施する事業主であること。

(2)　次のいずれにも該当する事業主であること。

(i)　年間職業能力開発計画に基づき、その雇用する四十五歳以上六十五歳未満の被保険者のうち、対象短時間等労働者に対象中高年齢者雇用型訓練を受けさせる事業主（当該対象中高年齢者雇用型訓練の期間、当該対象短時間等労働者が所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(ii)　年間職業能力開発計画に基づき、対象短時間等労働者に能力評価を実施する事業主であること。

ヌ　次のいずれにも該当する事業主であること。

(1)　労働協約又は就業規則に定めるところにより、次に掲げるいずれかの措置（以下このヌにおいて「人材育成制度の導入及び適用」という。）を新たに行つた事業主であること。

(i)　客観的かつ公正な能力評価の基準に準拠した、業務に関連する知識及び技能を習得させるための職業訓練等又は能力評価を行うための措置

(ii)　厚生労働省職業能力開発局長の定める定期的なキャリアコンサルティングの機会の確保を通じた労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進する措置

(iii)　職業能力開発促進法第四十四条に規定する技能検定を受ける機会の確保等を通じた職業能力の開発及び向上を促進する措置

(iv)　当該事業主以外の者の行う職業訓練等、職業能力検定（職業に必要な労働者の技能及びこれに関連する知識についての検定をいう。(v)において同じ。）又はキャリアコンサルティング（以下この項において「自発的職業能力開発」という。）を受けるために必要な休暇、勤務時間の短縮（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇を除く。以下この項において「教育訓練休暇等」という。）を与え、自発的職業能力開発を受ける機会の確保等を通じた職業能力開発及び向上を促進する措置

(v)　当該事業主が実施する職業能力検定を受ける機会の確保等を通じた職業能力の開発及び向上を促進する措置

(2)　(1)(i)又は(ii)に掲げる措置を新たに行つた事業主にあつては、当該措置の適用を受ける労働者に能力評価を実施するものであること。

(3)　事業内職業能力開発計画をその雇用する被保険者に周知させる事業主であつて、当該事業内職業能力開発計画に基づき人材育成制度の導入及び適用に係る計画（以下このヌにおいて「制度導入・適用計画」という。）を作成し、かつ、その雇用する被保険者に周知させるものであること。

(4)　制度導入・適用計画を都道府県労働局長に対して提出し、その認定を受けた事業主であること。

(5)　制度導入・適用計画を提出した日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対するキャリア形成促進助成金の受給についての申請書を提出する日までの間（(6)において「基準期間」という。）において、当該制度導入・適用計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(6)　制度導入・適用計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(7)　(1)の措置に要した費用の負担の状況及び当該制度導入・適用計画に係る事業所の労働者の離職状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(8)　職業能力開発推進者を選任している事業主であること。

第百二十五条第一項第一号ル中「団体等実施型訓練」を「一般団体型訓練」に改め、同号に次のように加える。

ヲ　制度導入支援計画（構成事業主の雇用する被保険者を対象としたヌ(1)(i)の措置又は教育訓練プログラムの措置の導入を支援する計画をいう。）に基づき、当該措置を構成事業主に行わせる事業主団体等であること（当該措置の適用を受ける構成事業主の労働者に能力評価が実施される場合に限る。）。

ワ　検定実施計画（構成事業主の雇用する被保険者を対象とした職業能力検定の構築及び実施を行う計画をいう。）に基づき、当該措置を構成事業主に行わせる事業主団体等であること。

第百二十五条第一項第二号イ中「一般型訓練」を「一般企業型訓練」に改め、同号ハ中「成長分野等人材育成型訓練」を「成長分野等・グローバル人材育成型訓練」に改め、同号ハ(2)中「（座学等に限る。）」を「（座学等に限り、海外で実施する訓練を除く。）」に改め、同号ニを削り、同号ホ中「前号ホ」を「前号ニ」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「前号ヘ」を「前号ホ」に改め、同号ヘ(1)中「二分の一」を「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」に、「又は」を「、」に改め、「対象短時間等労働者」の下に「又は対象被保険者」を加え、同号ヘ(1)(i)中「七万円」を「十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）」に改め、同号ヘ(1)(ii)中「十五万円」を「二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）」に改め、同号ヘ(1)(iii)中「二十万円」を「三十万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）」に改め、同号ヘ(2)中「又は」を「、」に改め、「対象短時間等労働者」の下に「又は対象被保険者」を加え、「一人つき」を「一人につき」に、「八百円」を「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」に改め、同号ヘ(3)中「又は」を「、」に改め、「対象短時間等労働者」の下に「又は対象被保険者」を加え、「六百円」を「四百円（中小企業事業主にあつては、七百円）」に、「四十万八千円を超えるときは、四十万八千円」を「二十七万二千円を超えるときは、二十七万二千円（中小企業事業主にあつては、その額が四十七万六千円を超えるときは、四十七万六千円）」に改め、同号ホとし、同号トを削り、同号チ中「前号チ」を「前号ヘ」に改め、同号チ(1)(i)中「二十時間」を「十時間」に改め、同号チを同号ヘとし、同号リ中「前号リ」を「前号ト」に改め、同号リを同号トとし、同号ヌ中「前号ヌ」を「前号チ」に改め、同号ヌ(1)から(3)まで中「ものづくり人材育成訓練」を「特定分野認定実習併用職業訓練」に改め、同号ヌを同号チとし、同号チの次に次のように加える。

リ　前号リに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1)　対象中高年齢者雇用型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに対象中高年齢者雇用型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が、当該対象中高年齢者雇用型訓練を受けた対象中高年職業能力形成促進者又は対象短時間等労働者一人につき、次のiから(iii)までに掲げる一の対象中高年齢者雇用型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該iから(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i)　二十時間以上百時間未満　十万円（中小企業事業主にあつては、十五万円）

(ii)　百時間以上二百時間未満　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

(iii)　二百時間以上　三十万円（中小企業事業主にあつては五十万円）